

3. 隔離検疫施設の設計と運営

〔概要〕

本基準は、輸入された植物の隔離植物検疫（PEQ）中の病害虫及び病害虫の付着した可能性のある植物を封じ込めるためのPEQ施設の設計と運営に関するガイドライン

〔経緯〕

- ・2004（平成16）年4月、IPPC総会で作業プログラムへの追加承認
- ・2004（平成16）年4月、基準委員会で仕様書が採択
- ・2005（平成17）年5月、専門家作業部会で原案作成
- ・2006（平成18）年5月、基準委員会で検討の結果、専門家作業部会へ差し戻し
- ・2008（平成20）年5月、基準委員会に修正案が提出され、各国協議案として承認
- ・2008（平成20）年9月、各国協議締め切り
- ・2008（平成20）年11月、基準委員会で検討の結果、スチュワードが修正
- ・2009（平成21）年5月、基準委員会に修正案が提出され、各国協議案として承認
- ・2009（平成21）年9月、各国協議締め切り
- ・2009（平成21）年11月、基準委員会で次期IPPC総会（CPM5）に諮られることが承認

| 2009年6月案の概要 | 6月案に対する日本のコメント概要 | 今次案の概要 |
|--|------------------|-------------|
| 1. 要件 (1) PEQ施設の物理的要件及び運用上の要件の特徴により、封じ込めレベルを決定 (2) PEQ施設の地理的要件（適度に隔離され、作物の栽培地及び極端な気候を避けること等）、物理的な要件（施設の大きさ、外部資材、処理システム等）及び運用上の要件（職員の資格、病害虫発生時の駆除方法、寄生した積荷の処分方法等）を規定 (3) 植物に検疫有害動植物が付着していないと判断され、その他の輸入国の要求を満たす場合は、リリースされる | | 1.（6月案のとおり） |

2. 附属書1

様々な種類の検疫有害動植物の特性に対するPEQ施設の仕様（運用上の要件、物理的要件）を提供

検疫有害動植物の特性

- ・接ぎ木伝染する病害虫（例：ウイルス、ファイトプラズマ）
- ・土壌又は水のみで伝染する病害虫（例：シストセンチュウ）
- ・空気で運ばれる又は可動性で、大きさが0.2mm以上の病害虫（例：アブラムシ、コナカイガラムシ）
- ・空気で運ばれる又は可動性で、大きさが0.2mm未満の病害虫（例：一部のダニ類、アザミウマ等）
- ・高度に可動性があり、分散しやすい病害虫（例：さび病菌、空気浮遊細菌）

PEQ施設の仕様

- ・人が使用する事務所を含めた他の地域からの植物の物理的分離
- ・施設からのアクセス制限
- ・施設への給水及び排水の適切な処理
- ・廃棄物、措置等の消毒及び除菌
- ・HEPA(High Efficiency Particulate Air) フィルターによる空気の濾過etc.

・アブラムシ、コナカイガラムシの大きさについて国際的に決まった基準がある訳ではない。このため、0.2mm と具体的に大きさを記載すべきではない。

・HEPA フィルターと同等の効果がある機器も含めるべき。

2. 付録1

様々な種類の検疫有害動植物の特性に対するPEQ施設の要件（運用上の要件、物理的要件）を提供

なお、特別な病害虫には別の要件が必要なことがある

検疫有害動植物の特性

- ・接ぎ木伝染する病害虫（例：ウイルス、ファイトプラズマ）
- ・土壌又は水のみで伝染する病害虫（例：シストセンチュウ、ネポウイルス）
- ・空気で運ばれる又は可動性で、大きさが0.2mm以上の病害虫（例：アブラムシ）
- ・空気で運ばれる又は可動性で、大きさが0.2mm未満の病害虫（例：一部のダニ類、アザミウマ等）
- ・高度に可動性があり、分散しやすい病害虫（例：さび病菌、空気浮遊細菌）

PEQ施設の仕様

- ・人が使用する事務所を含めた他の地域からの植物の物理的分離
- ・補助電源システム
- ・施設への給水及び排水の適切な処理
- ・廃棄物、措置等の消毒及び除菌
- ・HEPA(High Efficiency Particulate Air) フィルターあるいは同等の機器による空気の濾過etc.

[今次案に対する対応案]

・PEQ施設の仕様に関し、防除網の網目の大きさが0.2mmとする根拠が不明であり、媒介虫が侵入できない大きさとすべきこと、などをコメントとして提出予定